

令和7年度監査計画

四街道市監査基準第9条第1項の規定により、令和7年度の監査計画を次のとおり定めます。

1 基本方針

監査等の執行に当たっては、合规性・正確性はもとより、経済性・効率性・有効性を重視するとともに、リスク管理及び内部統制の整備・運用状況についても確認し、相互の有機的な連携を図ります。監査等の実効性を確保するため、監査結果に対する取組状況を適切に把握し、更なる改善を求めます。

2 年間計画

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
監 査 等 区 分												
	定期監査（危機管理監、経営企画部、総務部、 地域共創部、会計課、議会・選挙管理委員会・ 農業委員会・監査委員の各事務局）											
	定期監査（福祉サービス部、健康こども部、 環境部、都市部、教育委員会教育部、 消防本部・署、上下水道部）											
	定期監査 （教育委員会教育部 〈小・中学校〉）											
	一般会計・特別会計・水道事業会計・下水道事業会計決算審査											
	健全化判断比率等審査											
内部統制評価報告書審査												
例月出納検査（会計課、上下水道部）												
財政援助団体等監査												

令和7年度における監査等は、上記年間計画に沿って実施します。

財務監査と行政監査は、定期監査として併せて実施します。

その他の監査については、必要に応じ随時実施します。

3 実施方法

監査等の実施に当たっては、あらかじめ市長及び関係機関の長に対して、監査等の実施期日を通知するとともに、対象となる事務事業の関係責任者から必要な資料の提出を求めるものとします。

監査等を効果的に実施するため、監査委員が協議して予め全庁にわたる共通課題（重点監査項目）を定め、事前質問回答内容及び資料等を参考に、関係書類・帳簿等の検査及び関係責任者からの説明聴取を行うものとします。ただし、必要があると認める場合は、現地における調査を実施します。

4 監査等の区分

(1) 定期監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか等について監査します。

(2) 決算審査

一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計について、各会計の決算及び関係書類の計数が関係法令等に基づき、適正かつ正確に執行されているかどうか、予算の執行及び事業の経営が適正かつ効率的に行われて会計の健全性が図られているか等について審査します。

(3) 健全化判断比率等審査

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかについて審査します。

(4) 例月出納検査

会計管理者等が保管する現金の出納について、関係書類の計数を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているか等について検査します。

(5) 財政援助団体等監査

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の現金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか等について監査します。

(6) 内部統制評価報告書審査

市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか等について審査します。

5 監査等の結果に関する報告の提出及び公表

監査等を終了したときは、法令の定めるところにより監査等の結果に関する報告の提出及び公表を行います。